

# 平成19年度 大規模事業評価の結果の反映状況について

(行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70条)第11条第2項関係)

1 大規模事業評価 ..... 1 ページ

平成19年11月  
宮 城 県

## 1 大規模事業評価

平成19年度の大規模事業評価は、教育・福祉複合施設整備事業について計画評価を行った。

評価にあたっては、行政評価委員会大規模事業評価部会による調査審議及び意見並びに県民意見聴取結果を踏まえて検討し、その結果、この事業を実施することは適切であると判断した。

県ではこの評価結果を踏まえて事業についてさらに検討を重ね、平成19年度の事業内容を決定し、必要な予算編成を行った。

その概要については、次表のとおりである。

事業名	評価結果	評価結果の反映状況		
		平成19年度 予算額(千円)	平成19年度 事業内容	備考 (事業実施上の対応・検討状況)
教育・福祉複合施設 整備事業	行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年度宮城県規則第26号)第17条第1項に定める基準に基づき評価を行ったところ、この事業を実施することは適切と判断した。	13,000	PFIアドバイザー業務	<p>総合教育センター(仮称)、通信制独立校(仮称)及び新福祉センター(仮称)の整備にあたっては、機能の連携強化、施設の共用による効率化等を図ることとし、さらに、それぞれの役割がしっかりと果たせるよう、各施設機能の特殊性などに配慮した整備を進めるものとする。</p> <p>施設の設計にあたっては、利用者実態を十分に把握し、更なる機能向上が図れるよう検討する。また、各種事業を展開していく上で、地元・関係団体等と連携を図りながら、一般県民に開かれた施設となるよう機能、運用方法等を検討する。</p> <p>新築移転後の各施設の跡地利用については、県庁内での利活用や一般等への売却等、有効な活用方策を検討する。</p>